

監査の結果に係る措置通知書

監査対象部局	総務部
監査の種類	平成26年度 定期監査（平成26年7月7日付け26監第26号報告）

是正改善を要する事項	措置した内容
<p>1 収入事務（その1）</p> <p>施設の使用許可に係る事務において、使用料の記載を誤っている例が認められた。</p> <p>※ 午前9時30分から午後3時30分までの講義室の使用に係る使用許可書において、使用料の欄に記載する額が2,980円と算出されるにもかかわらず、3,150円と記載していた。</p> <p>なお、本事案については、全額減免が適用されていることから、実際の使用料収入には影響していない。</p> <p style="text-align: center;">（地域交流センター田人ふれあい館）</p>	<p>6月27日の監査講評を受け、田人支所長と田人公民館で協議し、7月1日に田人支所職員及び田人公民館職員を対象に、収入事務に関する研修を実施しました。</p> <p>使用料の算定について改めて確認するとともに、減免対象の範囲、減免計算等を併せて行いました。</p>
<p>2 収入事務（その2）</p> <p>施設使用料に係る収入事務において、指定金融機関等への払込み及び調定期が遅延している例が認められた。</p> <p>※ 平成25年6月14日（金）に使用許可をして、田人ふれあい館施設使用料として同日に受領した現金については、市財務規則第49条の3第1項の規定に基づき、遅くとも指定金融機関等の翌営業日である同月17日（月）までには払い込まなければならないにもかかわらず、同月18日（火）に払い込まれていた。</p> <p>また、当該使用料は、市財務規則第37条第1項第4号に規定する随時の収入金で納入通知書を発しないものに該当する</p>	<p>6月27日の監査講評を受け、田人支所長と田人公民館で協議し、7月1日に田人支所職員及び田人公民館職員を対象に、収入事務に関する研修を実施しました。</p> <p>通常、窓口の対応から調定、払込みの作業は公民館職員が行うところではあるが、公民館事業の繁忙時に窓口対応を支所職員が代行することができるよう、領収書の記載、財務システムからの納付書発行、調定、金融機関への払込みまで、一連の作業を研修し、今後の遅延が生じないように支所、公民館間の相互補完体制を整えました。</p>

是正改善を要する事項	措置した内容
<p>ことから、その調定は、許可日である平成25年6月14日に行わなければならないが、同月18日に遅延して行われていた。</p> <p>(地域交流センター田人ふれあい館)</p> <p>3 支出事務</p> <p>賃借料に係る支出事務において、支出負担行為の時期が遅延している例が認められた。</p> <p>※ 平成25年度職員用パソコン機器について平成25年9月20日付けで賃貸借契約を締結しているが、当該契約に基づく支出負担行為として整理する時期は、市財務規則第63条第1項の規定により「契約を締結するとき」とされているにもかかわらず、平成25年9月30日に遅延して行われていた。</p> <p>(情報政策課)</p> <p>4 契約事務(その1)</p> <p>入札事務において、委任状が提出された代理人による有効な入札を無効として取り扱った例が認められた。</p> <p>※ 資産管理システム用機器賃貸借について指名競争入札の方法により契約締結しているが、当該指名競争入札の執行に係る事務において、代理人から提出された入札書に入札者(委任者)の押印がないことを理由に、当該代理人による入札を無効なものとして取り扱っていた。しかしながら、当該代理人は、入札に当たって委任状を提出しており、当該委任状には委任者と代理人の記名押印がなされ、入札に関する一切の権限を代理人に委任し代理させる旨の記載があることから、代理人の記名押印がある当該入札は、有効なものとして取り扱われるべきものであった。</p> <p>結果的に、当該代理人による入札金額が</p>	<p>措置した内容</p> <p>財務規則に基づく支出負担行為について、支出負担行為日を契約日とすべきところを、確認を怠り、遅延した時期に行ったものです。</p> <p>今後は、二重チェックを徹底し、十分な確認を行うなど適正な支出事務の執行に努めて参ります。</p> <p>当該事案は、関係部署への確認を怠るなど、入札執行に関する知識が不足していたことから発生したものです。</p> <p>今後は、入札に関わる職員全員で「役務的業務委託に関する契約事務の指針(財政部契約課策定)」等関係文書を精読し、入札執行時に少しでも疑問点が生じた場合は必ず関係部署へ確認するなど、万全の体制で契約事務の執行に努めて参ります。</p>

是正改善を要する事項	措置した内容
<p>予定価格内の最低価格でなかったことから、当該指名競争入札における落札者の決定に影響はなかったものの、今後の入札事務の執行に当たり十分に留意されたい。</p> <p>(情報政策課)</p> <p>5 契約事務 (その2)</p> <p>契約事務において、いわき市契約等に係る暴力団等の排除に関する要綱に基づく必要な措置が講じられていない例が認められた。</p> <p>※ 今回、監査を実施した契約事務の中で、いわき市契約等に係る暴力団等の排除に関する要綱第4条第3項に定める「契約の締結に当たっては、当該契約の締結後において、契約等の相手方が排除措置対象者に該当することが判明した場合に当該契約を解除することができるよう、あらかじめ契約書中にその旨を規定する等」の措置が必要と思われる33件のうち、18件の契約において当該措置が講じられていなかった。</p> <p>(総務課、職員課、職員研修室、 情報政策課、工事検査課)</p>	<p>平成25年度に締結した契約書において、いわき市契約等に係る暴力団等の排除に関する要綱第4条第3項に定める措置として、暴力団等に係る契約解除条項が規定されていないものがありました。</p> <p>これは、いわき市暴力団等の排除に関する要綱第4条第3項に規定する措置についての認識が十分でなかったこと等のために、当該規定が漏れてしまったものです。</p> <p>今回の指摘を受け、関係例規や契約課作成の資料に基づき暴力団等の排除措置の内容について再確認するとともに、暴力団等の排除措置がなされていない契約を洗い出し、いわき市電子計算機利用業務委託(人事給与システム電算関係業務)や「こころの健康相談」事業委託、いわき市工事等積算システム保守管理業務委託などの10件の契約については、今年度から契約の相手方が排除措置対象者に該当することが判明した場合に当該契約を解除することができるよう、契約書中にその旨を規定しました。</p> <p>加えて、今後の契約締結に当たっては、次回契約締結の際の確認リストを作成するなど、関係例規等に基づき、契約書に契約解除条項を規定することとして、措置したところであります。</p>

監査の結果に係る措置通知書

監査対象部局	都市建設部
監査の種類	平成26年度 定期監査（平成26年7月7日付け26監第26号報告）

是正改善を要する事項	措置した内容
<p>1 収入事務</p> <p>屋外広告物許可申請等手数料に係る収入事務において、指定金融機関等への払込みが遅延している例が認められた。</p> <p>※ 屋外広告物許可申請手数料として平成25年4月19日(金)に受領した現金については、市財務規則第49条の3第1項の規定に基づき、遅くとも指定金融機関等の翌営業日である同月22日(月)までには払い込まなければならなかったにもかかわらず、同月23日(火)に払い込まれていた。</p> <p style="text-align: right;">(都市計画課)</p> <p>2 契約事務(その1)</p> <p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定を適用し、随意契約の方法により締結している契約において、随意契約とする合理的理由の記載が不十分な例が認められた。</p> <p>※ 小名浜港背後地周辺交通環境改善促進事業計画策定業務委託(その2)については、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号(その性質又は目的が競争入札に適しないもの)の規定を適用し、随意契約の方法により契約締結しているが、記載された理由は、「『小名浜港背後地周辺交通環境改善促進事業計画策定業務委託』において、</p>	<p>屋外広告物許可申請等手数料に係る収入事務の遅延については、当該収入日において、領収証書綴の切替えがあり、翌営業日に払込む際、旧領収書綴の最後の1件を見落とし、翌日に気がつき払込んだことから、遅延したものであります。</p> <p>今後は、払込むべき収入件数の確認を徹底することはもとより、担当職員の財務規則に基づく事務処理の徹底及び周囲の指導、担当職員が不在の場合でも他の職員による対応や、注意喚起の張り紙を貼付するなど、収入金の払込みが遅延することのないよう適切な事務処理に努めます。</p> <p>当該随意契約の相手方については、「小名浜港背後地周辺交通環境改善促進事業計画策定業務」を受託し、その業務の成果として、市内全域の道路ネットワークを対象とした「交通量配分計算プログラム」を構築しており、今回の業務遂行にあっては、当該プログラムを活用することで、効率化及び迅速化が図られることを理由としたところですが、指摘のとおり、非代替性の説明は不足していたものと認識していることから、今後は、「随意契約に関する事務執行のための指針(いわき市契約課/平成25年6月策定)」に関する課内研修等の実施により、</p>

是正改善を要する事項	措置した内容
<p>本市の『交通量配分計算プログラム』を構築するとともに、当該地域の交通特性の分析や情報処理能力に長ける」など、専ら契約相手方の事業に対する適格性を記した内容にとどまっている。</p> <p>しかしながら、施行令第2号の規定を適用できる随意契約とは、基本的には、特定の1者しか履行できない業務に関する契約であり、具体的には、契約相手方が事業に対する適格性を有することだけでなく、当該契約相手方以外では契約の目的が達成できない又は著しく支障を来たすおそれが生じるなどの非代替性について具体的かつ客観的に説明する必要がある。</p> <p>また、当該委託事業については、起工伺に先立って契約者のほか他の2者からも同じ仕様で見積りを提出させており、その中で契約者の見積額が安価であったことが随意契約確認表に記載されているが、これらの見積額は、正式な競争環境の中で使用するために提出させたものではない上に、他の2者から見積額が提示されたこと自体が契約者以外にも業務の実施が可能な者の存在を示すものとの疑義を招く結果にもなる。</p> <p>以上のことから、当該案件については、随意契約とする合理的理由の記載が不十分なものと判断される。</p> <p style="text-align: right;">(都市計画課)</p>	<p>適切な事務執行に努めます。</p>
<p>3 契約事務 (その2)</p> <p>契約事務において、いわき市契約等に係る暴力団等の排除に関する要綱に基づく必要な措置が講じられていない例が認められた。</p> <p>※ 今回、監査を実施した契約事務の中で、いわき市契約等に係る暴力団等の排除に関する要綱第4条第3項に定める「契約の締結に当たっては、当該契約の締結後にお</p>	<p>平成25年度の契約事務において、いわき市契約等に係る暴力団等の排除に関する要綱第4条第3項に定める措置について、認識の不足等により契約書中への契約解除条項の規定文言等の記載が漏れてしまう結果となりました。</p> <p>平成26年度からは、契約時の事務処理について、同要綱の規定により処理しております。</p>

是正改善を要する事項	措置した内容
<p>いて、契約等の相手方が排除措置対象者に該当することが判明した場合に当該契約を解除することができるよう、あらかじめ契約書中にその旨を規定する等」の措置が必要と思われる23件のうち、6件の契約において当該措置が講じられていなかった。</p> <p>(都市復興推進課、建築指導課、小名浜区画整理事務所、勿来区画整理事務所)</p>	

監査の結果に係る措置通知書

監査対象部局	会計室
監査の種類	平成26年度 定期監査（平成26年7月7日付け26監第26号報告）

是正改善を要する事項	措置した内容
<p>契約事務</p> <p>契約事務において、いわき市契約等に係る暴力団等の排除に関する要綱に基づく必要な措置が講じられていない例が認められた。</p> <p>※ 今回、監査を実施した契約事務の中で、いわき市契約等に係る暴力団等の排除に関する要綱第4条第3項に定める「契約の締結に当たっては、当該契約の締結後において、契約等の相手方が排除措置対象者に該当することが判明した場合に当該契約を解除することができるよう、あらかじめ契約書中にその旨を規定する等」の措置が必要と思われる3件のうち、1件の契約において当該措置が講じられていなかった。</p>	<p>平成25年度契約事務において、いわき市契約等に係る暴力団等の排除に関する要綱第4条第3項に定める措置について、認識、把握の不足等により契約書中への契約解除条項の規定文言等の記載が漏れてしまう結果となりました。</p> <p>平成26年度契約からは、同要綱に基づき、契約締結後において、契約の相手方が暴力団等であることが判明した際の契約解除条項を契約書中に記載いたしました。</p>

監査の結果に係る措置通知書

監査対象部局	選挙管理委員会事務局
監査の種類	平成26年度 定期監査（平成26年7月7日付け26監第26号報告）

是正改善を要する事項	措置した内容
<p>1 支出事務</p> <p>勤務時間の割振り変更、超過勤務命令及び超過勤務手当の支給に係る事務において、適切な処理がなされていない例が認められた。</p> <p>【事例1】4時間の勤務時間の割振り変更に関連した超過勤務手当の支給割合の誤り</p> <p>※ 週休日である土曜日の午後及び日曜日の午前に勤務の必要が生じたことから、それぞれ、勤務日である金曜日の午後及び月曜日の午後との間で4時間の勤務時間の割振り変更を行ったが、実際には、いずれの日においても終日勤務した上に午後5時30分以降に超過勤務を行っており、その分について超過勤務手当が支給されている。この場合において、午後5時30分以降に実施した超過勤務に係る手当の支給割合は、金曜日及び月曜日の分については「100分の125」となるにもかかわらず、「100分の135」で算出され、また、土曜日及び日曜日の分については午後10時までが「100分の135」で午後10時からが「100分の160」となるにもかかわらず、それぞれ「100分の125」及び「100分の150」で算出されていた。【類例あり】</p> <p>【事例2】週休日の振替に関連した超過勤務手当の支給割合の誤り</p> <p>※ 週休日である土曜日に勤務の必要が生</p>	<p>超過勤務手当については、支給額に誤りのある職員に対して返納及び追給の処理を行いました。</p> <p>さらに、今後同様の誤りが生じないように、選挙に係る超過勤務に関する事務処理を、手書き処理から庶務事務システムでの処理が行えるよう関係課と協議を行い、平成26年10月26日執行の福島県知事選挙・福島県議会議員補欠選挙より、庶務事務システム上で処理を行うこととし、当該事務の見直しを図ったところで</p> <p>今後は同様の誤りが生じることのないよう、適正な事務に努めてまいります。</p>

是正改善を要する事項	措置した内容
<p>じたことから、勤務日である金曜日との間で週休日の振替を行ったが、実際には、金曜日においても終日勤務した上に午後5時30分以降に超過勤務を行っており、その分について超過勤務手当が支給されている。この場合において、午後5時30分以降に実施した超過勤務に係る手当の支給割合は、「100分の135」となるにもかかわらず、「100分の125」で算出されていた【類例あり】</p> <p>【事例3】4時間の勤務時間の割振り変更と超過勤務との重複</p> <p>※ 週休日である土曜日の午後に勤務の必要が生じたことから、勤務日である金曜日の午後との間で4時間の勤務時間の割振り変更を行ったことにより、当該土曜日の午後が勤務時間となっていたにもかかわらず、超過勤務手当の対象時間としていた。</p> <p>【事例4】休憩時間分の非控除</p> <p>※ 週休日である日曜日に勤務の必要が生じたことから、勤務日である月曜日との間で週休日の振替を行ったが、実際には、月曜日においても午前7時から午後10時まで超過勤務を行っており、その分について超過勤務手当が支給されている。この場合において、勤務時間が8時間を超えることから少なくとも1時間の休憩時間を設けることとされており、実際にも設けていたにもかかわらず、当該時間分が控除されずに超過勤務手当が算出されていた。【類例あり】</p> <p>【事例5】超過勤務時間数の算出誤り</p> <p>※ 週休日である土曜日に勤務の必要が生じたことから、勤務日である水曜日との間</p>	

是正改善を要する事項	措置した内容
<p>で週休日の振替を行ったが、実際には、水曜日においても午前8時30分から午後8時30分まで超過勤務を行っており、その分について超過勤務手当が支給されている。この場合において、勤務時間が8時間を超えることから1時間15分の休憩時間分を取得しており、これを控除した勤務時間が10時間45分となるにもかかわらず、8時間45分で算出されていた。</p> <p>【事例6】 週休日の振替変更簿の記載漏れ</p> <p>※ 週休日である土曜日に勤務の必要が生じたことから、勤務日である木曜日との間で週休日の振替を行ったこととして超過勤務命令簿の記載がされているにもかかわらず、週休日の振替・4時間の勤務時間の割振り変更簿には、当該振替に係る記載がなされていなかった。</p> <p>2 契約事務</p> <p>契約事務において、いわき市契約等に係る暴力団等の排除に関する要綱に基づく必要な措置が講じられていない例が認められた。</p> <p>※ 今回、監査を実施した契約事務について、いわき市契約等に係る暴力団等の排除に関する要綱第4条第3項に定める「契約の締結に当たっては、当該契約の締結後において、契約等の相手方が排除措置対象者に該当することが判明した場合に当該契約を解除することができるよう、あらかじめ契約書中にその旨を規定する等」の措置が必要と思われる18件の契約の全てにおいて当該措置が講じられていなかった。</p>	<p>平成25年度の契約事務において、いわき市契約等に係る暴力団等の排除に関する要綱第4条第3項に定める措置について、認識不足等により契約書中への契約解除条項の規定文言等の記載が漏れてしまう結果となりました。</p> <p>平成26年度の契約については、全て契約解除条項の規定文言を記載して事務処理をしております。</p>